

監 査 報 告

令和7年5月23日

社会福祉法人土佐希望の家
理事長 門田 正坦 様

監事 浅野 忠

監事 山下 章一

監事 中平佳宏

私たち監事は、定款第18条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討しました。また、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、概ね法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

手続実施結果報告書

令和 7 年 5 月 23 日

社会福祉法人土佐希望の家

理事長 門田 正坦 殿

確認者

山下 章一

私は、社会福祉法人土佐希望の家（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「社会福祉充実計画」の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

1 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算を行う。

3 手続の実施結果

- ① 2 の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2 の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2 の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2 の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5 配布及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。